

## 令和8年度 総合評価落札方式【業務】 評価項目等の見直し概要 (青森県漁港漁場整備課 令和8年7月改訂)

令和8年7月1日以降入札公告を行う業務から、総合評価落札方式に関する運用の手引きについて、下記のとおり一部見直しを行い、より一層の受注機会の拡大及び業務効率化を図ります。

### 簡易型Ⅰの新設

(1) 評価テーマに関する技術提案を求めず、企業の技術力、技術者の技術力、実施方針を評価する「簡易型Ⅰ」を新設

難易度が高く、県外企業を含む企業が対象として想定される建設関連業務は、簡易型Ⅰを、県内企業（県内に本店がある企業）を対象として想定される建設関連業務は、簡易型Ⅱを適用するものとする。

※簡易型Ⅱを適用した場合の学識経験者への意見聴取方法は、一括審査による。

### 評価項目・評価基準の新設

(2) 本店の所在地への加点【簡易型Ⅱ】

県内企業（県内に本店がある企業）を対象として想定する簡易型Ⅱにおいて、評価の対象とします。

(3) 災害協定締結及び活動実績への加点

青森県と災害時応援協定等を締結や災害活動の実績について、評価の対象とします。  
なお、建築設計業務の場合は、評価対象外とする。

### 受注機会の拡大

(4) 「同種業務の実績」の件数見直し

より多くの企業に受注機会が広がるよう、必要とする実績件数を見直し、より一層の受注機会の拡大を図ります。

なお、簡易型Ⅰ及び簡易型Ⅱにおいては、東北地方の実績に限定することにより、地元企業へのインセンティブを高めます。

### 書類及び審査の効率化に向けた取組

(5) 自己評価申請書（様式0）の導入 【簡易型Ⅰ】

入札者による評価項目の自己評価を導入し、書類確認や審査を効率化します。

### 低入札の抑制

#### (6) 業務成績評定平均点の算定方法を変更

企業の成績評定平均点の算出時において、前年度の低入札価格調査制度による調査対象業務(※)となった件数に応じて1件につき0.5点減点調整します。

※令和7年度の調査対象は令和7年7月1日～令和8年3月31日の期間に開札したものの。

### 対象業務の拡大

#### (7) 建築設計業務の実施

設計額1千万円以上の建築設計業務については、業務の内容・規模等を勘案して実施する。

簡易型Ⅰと簡易型Ⅱは、業務の難易度によって使い分ける。

| 評価項目 | 配点   |      |      |
|------|------|------|------|
|      | 標準型  | 簡易型Ⅰ | 簡易型Ⅱ |
| 企業評価 | 9.5  | 10.5 | 11.5 |
| 技術評価 | 8.0  | 8.0  | 8.0  |
| 実施方針 | 20.0 | 20.0 | 8.0  |
| 技術提案 | 30.0 | —    | —    |
| 合計   | 67.5 | 38.5 | 27.5 |

### その他

#### (8) 若手及び女性の技術者配置による加点を拡大

#### (9) 技術者評価における同種業務の実績及び業務成績評定点に係る配点の見直し